

令和6年度 タクシー運賃助成事業申込について

問合せ先：都市整備課

| | |
|-------|--|
| ①対象者 | 市内在住の75歳以上の方（令和6年度中に75歳になる方も含みます。） 市内在住の18歳以上74歳以下で運転免許証を持っていない方 ※18歳以上（高校生を除く）の方で大型自動二輪車・普通自動二輪車（400cc以下）・原動機付自動車（50cc以下）のみの免許証保有の方は、助成券の対象となります。 |
| ②助成内容 | 1枚500円のタクシー運賃助成券を交付／令和6年度は 60枚 を交付 使用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで |
| ③申請期間 | 令和6年2月1日から令和7年3月14日まで |

【申請方法】（A・Bいずれかの方法で申し込み下さい）

A

この紙の右側部分に必要事項を記入し、各種身分証のコピーを貼って、お近くの市役所に提出または郵送してください。

B

おすすめ!

お持ちのスマートフォンでQRコードを読み込んで、必要事項を入力、各種身分証の画像を添付し、申込



助成券

お手元に助成券が届きます

・4月1日から使用したい場合は3月15日までに申請して下さい
・助成券が、お手元に届くまで2週間程度かかります

【助成券の使い方】

直接タクシー事業者へ

① 電話

助成券の利用を伝えておくとスムーズ

【利用できるタクシー事業者】
○内田タクシー ☎0296-55-0122
○岡田ハイヤー ☎0296-75-2009
※営業時間や運賃等については、各タクシー事業者へお問い合わせください。
※この事業者以外は利用できません。

目的地に着いたら、

② 料金500円毎に助成券が1枚利用可能

助成券を運転手さんにお渡し下さい。
例：料金1800円であれば、助成券3枚を利用し300円の支払いとなります。
お釣りは出ません
料金を越えて使えません
※市外への移動も対象となります。
(市外から市外への移動は対象外)

【注意点】 申請された本人以外での使用はできないため、利用時に本人確認が求められる場合があります。助成券を紛失した場合、再発行はできませんので、ご注意ください。
令和5年度の助成券（オレンジ色）は、令和6年3月31日で利用できなくなります。

【デマンド型乗合タクシー利用券の払戻について】

令和6年2月29日（木）まで

- 場所・時間：桜川市商工会岩瀬事務所または真壁事務所（午前9時～16時） 平日のみ
- 連絡先：岩瀬事務所 ☎0296-76-1800 / 真壁事務所 ☎0296-55-4111
- 注意事項：**表紙のついた**利用券をお持ちください。
10枚1束でなくても返金対象となりますが、バラ（切り取り済み）は対象になりません。
※免許返納記念品については返金対象外となります。

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

令和6年度 桜川市タクシー運賃助成券申請書

| | | | |
|---|------------------|--------|--|
| 住所 | 桜川市 | | |
| (フリガナ)氏名 | フリガナ | 性別（任意） | |
| | 氏名 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 満 歳 | |
| 電話番号 | | | |
| 自動車運転免許証 | 有り ・ 無し ・ バイク等のみ | | |
| ※運転免許証／運転経歴証明書／マイナンバーカード（表面）／旅券／健康保険証／介護保険証／生活保護受給者証等のいずれかの写しを貼ってください | | | |

○申込書に記載された個人情報や申し込み手続きに必要な内容を確認する場合のほか、紛失された助成券が発見された時等に、ご連絡の際に使用します。

○運転免許証の有無については関係機関に照会又は調査を行う場合があります。

※「性別」欄の記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※18歳以上（高校生を除く）の方で大型自動二輪車・普通自動二輪車（400cc以下）・原動機付自動車（50cc以下）のみの免許証保有の方は、**助成券の対象となります。**「バイク等のみ」に丸をつけて下さい。

（受付印）

【問合せ・郵送先】

桜川市役所都市整備課

〒309-1293 桜川市羽田1023番地

TEL：0296-58-5111 FAX：0296-58-7456